

# くるめ診療情報ネットワーク運用規則

## (目的)

第1条 この規則は、くるめ診療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が運用する診療情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用者の定義)

第2条 利用者とは、協議会入会者のうちこの規則に定めるID、パスワード等の登録を完了し、デジタル証明書が発行された者をいう。

## (利用者の手続き及び利用者情報の管理)

第3条 利用者となってネットワークに参加することを希望する者は、ネットワーク参加申込書（様式第1号）を協議会事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により利用者となった者が、その医療機関の名称を変更しようとするときは、事務局までその旨を必ず届け出なければならない。閉院又は廃業するときも同様とする。
- 3 利用者となった者の施設を授受し、その名称を新たにして医療機関を開業する者が利用者となろうとする場合は、ネットワーク参加申込書（様式第1号）を改めて協議会事務局に提出しなければならない。

## (利用者の責務)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、診療情報の閲覧を行う端末機にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しておかなければならない。
- (2) 利用者は、与えられたID番号及びパスワード（以下「ID番号等」という。）を適切に管理するとともに、ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。
- (3) パスワードは、一定期間内に更新しなければならない。
- (4) ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は、複製・公開・提供してはならない。
- (5) 利用者は、ネットワークを利用するに際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号【平成29年5月30日全面施行】）などの関係法令を遵守しなければならない。

## (ID等の取り消し)

第5条 利用者は次の事項のいずれかに該当した場合は、ID等が取り消されるものとする。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導または警告にもかかわらず改善が認められないとき。

#### (利用時間)

第6条 ネットワークの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守を行うときは、利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知した上で運用を停止し、不定期に必要となつた保守点検・修理を行うときは、予告なく運用を停止するものとする。

2 V PN内に複数設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者において定めるものとする。

#### (同意の取得及び開示等の手続き)

第7条 診療情報開示医療機関の診療情報を閲覧しようとするとき及び医療機関自らが保有する診療情報を他の医療機関等に閲覧させようとするときは、患者本人又は若しくは家族等から同意書（様式第2号又は様式第2-1号）を取得しなければならない。

- 2 前項の同意書を取得した医療機関等は、診療情報を保有する医療機関又は診療情報を閲覧する医療機関等に対し、同意書の写しを送付する。
- 3 同意書及び同意書の写しは、同意撤回書が提出されるまでの間、それぞれの医療機関等で保管しなければならない。
- 4 患者本人又は家族等から同意撤回書（様式第3号）が提出されたときは、第2項の規定により処理を行い、情報開示医療機関は、当該患者の診療情報の開示を停止する設定を行う。

#### (口頭等による同意)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、患者本人又は家族等の同意は、口頭等によることができるものとする。

- (1) 診療情報開示医療機関において、自らが保有する診療情報を他の医療機関に開示することについて、当該医療機関内に掲示するなどの方法により明示していること。
- (2) 閲覧しようとする医療機関において、診療情報開示医療機関の保有する診療情報を閲覧することについて、患者本人又は家族等から音声言語その他の意思疎通手段により同意を得ること。
- (3) 前項の規定により同意を得たことについて、診療録等に記録すること。

#### (包括同意)

第9条 多職種連携にあたっては、第6条の個別同意では目的に適さないため、様式第1-5号を用いた包括同意が認められる。同同意書を受理した施設は速やかにシステムへの登録を行う。

2 患者の診療・介護等を担当し、業務上情報閲覧が必要となつた施設は患者IDの登録の際には、様式第4号の連絡票を事務局へ届出なければならない。届出なしの登録が行われた場合は事務局は警告を行い、運営委員会に報告する。

#### (苦情等処理)

第10条 ネットワーク利用者及び同意を得た患者又は家族からの苦情等については、必要に応じて運営委員会で協議を行い、対策を講じるものとする。

(情報の利用)

第11条 ネットワークを介して得た診療情報等を学会での発表等に利用する場合は、情報開示施設の承認を得るものとする。

(補足)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附則

1 この規則は、平成24年8月30日から施行する。

附則

1 この規則は、平成26年2月19日から施行する。

附則

1 この規則は、平成29年2月21日から施行する。

附則

1 この附則は、令和4年9月1日から施行する。

附則

1 この附則は、令和5年5月11日から施行する。

附則

1 この附則は、令和7年5月20日から施行する。